

介護サービス事業者 自主点検表

(指定相当通所型サービス)

事業所番号	
事業所の名称	
事業所の所在地	〒
電話番号	
電子メールアドレス	
法人の名称	
法人代表者 職・氏名	
管理者名	
記入者 職・氏名	
記入年月日	令和 年 月 日

田辺市 やすらぎ対策課 指導係

<< 留意事項 >>

1 自主点検表の目的

この自主点検表は下記の省令、条例、通知等に基づき作成しています。
この自主点検表を用いて**事業者自身が、**
・**自らのサービスの提供体制及び運営状況**
・**サービス費用の算定方法等についての点検・評価**
を行うことにより、各種基準の遵守の徹底と、より質の高いサービスの提供を目指すために役立てていただくことを目的としています。

2 自主点検表の利用方法

- 【自主点検の実施時期】 ◆ 最低でも年1回行うこととし、事業者自らが必要と思う時期に定期的に点検を行ってください。
- 【自主点検を行う者】 ◆ 自主点検は事業所の管理者、法人の法令遵守責任者等、当該事業の運営について責任を負う者を中心に複数の者で行うこととしてください。
- 【点検方法】 ◆ 各項目の「評価事項」に対して、次の区分により「評価」欄に自主点検した結果を記入してください。

できている	○
一部できている	△
できていない	×
該当なし	=

※ 評価事項内にチェックボックス(□)を設けている項目については、あてはまるものについてレ点を入れ(☑)、自主点検する際に活用してください。

- 【点検後の対応等】 ◆ 点検を行った結果、評価欄が「△」または「×」に該当した項目については、原因分析を行うとともに、速やかに必要な改善策を講じてください。
- ◆ 人員欠如や報酬請求上の基準欠如等、重大な事態が明らかになった場合は速やかにやすらぎ対策課指導係まで連絡をしてください。介護給付費算定に係る体制等に関する届出書の提出が必要な場合があります。
- 【点検結果の共有】 ◆ 点検を行った結果及び改善事項については、事業所内研修等で全従業員と共有し、サービスの質の向上に活用してください。
- 【点検結果の保管】 ◆ 作成した自主点検表及び改善経過がわかる書類については、適切に保管を行い、市が行う運営指導時等に求めがあった際には提示をお願いします。

3 根拠法令等

介護保険事業者は、自らの責任において関係法令等を確認、遵守し運営を行わなければなりません。

「指定相当通所型サービス」の運営に際し、遵守すべき主な厚生労働省令、田辺市条例、通知等は以下のとおりです。

法	…	介護保険法（平成9年12月17日号外 法律第123号）
法施行規則	…	介護保険法施行規則（平成11年3月31日号外 厚生省令第36号）
基準告示	…	介護保険法施行規則第百四十条の六十三の六第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和六年三月十五日厚生労働省告示第八十四号）
基準解釈通知	…	介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準について（老認発0315第4号令和6年3月15日）
報酬告示	…	介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年3月15日告示72号）
市基準要綱	…	田辺市介護予防・日常生活支援総合事業における指定相当サービスの人員等に関する基準を定める要綱

※ 上記以外の根拠法令等は、根拠法令等の名称を記載しています。

第1 基本方針

自主点検項目	評価事項	評価	根拠法令等	摘要 (確認書類等)
1 基本方針	1 指定相当第一号事業実施者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めているか。		基準告示第2条第1項	
	2 指定相当第一号事業に該当する第一号通所事業として行うサービス(以下「指定相当通所型サービス」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものであるか。		基準告示第47条	
	3 指定相当第一号事業実施者は、指定相当第一号事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の第一号事業実施者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。		基準告示第2条第2項	
	4 (1) 指定相当第一号事業実施者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。 (2) 人権擁護推進員を任命しているか。		基準告示第2条第3項 市基準要綱第5条1項	・人権擁護推進員の任命に関する書類
	5 (1) 指定相当第一号事業実施者は、指定相当第一号事業を提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めているか。 ※指定地域密着型サービスの提供に当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報等(「科学的介護情報システム(LIFE)」など)を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならないこととされています。 (2) 指定相当第一号事業実施者は、法人であるか。		基準告示第2条第4項 第2条第5項	
	6 人権擁護推進員は、代表者等及びその他職員と協力して、次に掲げる業務に取り組んでいるか。 ① 職員の人権に対する正しい理解についての適切な指導及び相談支援 ② 人権擁護に関する研修計画の作成及び当該計画に基づく研修の実施 ③ 職員の人権擁護に関する知識、技術の修得		市基準要綱第5条第4項	
	7 人権擁護に関する研修は、1年に1回以上実施しているか。ただし、天災により実施することができない等やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。		市基準要綱第5条第5項	
	8 人権擁護に関する研修の内容については、次のとおりとする。 ① 高齢者の人権を尊重した処遇を行うため、法、老人福祉法(昭和38年法律第135号)、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)等における高齢者の人権等に関する理解を深め、高齢者の人権に配慮された処遇等について研鑽を行う。 ② 高齢者への虐待等を防止するための対策や虐待等が発生した場合の対応についての認識を深める。 ③ 人権に関する各種資料等を活用し、事業所全体の人権擁護に係る知識・技能の向上を図る。		市基準要綱第5条第6項	
	9 人権擁護に関する研修は、事業所の実情に応じて次の各号に掲げるいずれかの方法により実施することとする。なお、単独での実施が困難な場合等、複数事業所等が合同で実施しても差し支えない。 ① 事業所内の具体的な事例を取り上げる等の職場内研修の実施 ② 事業所外の研修を受講した人権擁護推進員等が、その研修で学んだことを事業所内の他の職員に伝達する研修の実施 ③ 外部から講師を招いた研修の実施 ④ 人権擁護の推進に効果的と認められるその他の方法による研修の実施		市基準要綱第5条第7項	
	10 和歌山県知事から指定を受けた指定居宅サービスの一の事業所又は市長から指定を受けた指定地域密着型サービスの一の事業所(以下「主たる事業所」という。)において、併せて指定を受けている指定従前相当サービス事業所においては、主たる事業所において人権擁護推進員を配置していれば、配置しているものとみなす。		市基準要綱第5条第8項	

第2 人員に関する基準

○ 従業者の員数		生活相談員		看護職員		介護職員・従事者		機能訓練指導員		備考
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
1 単位	常勤									
	非常勤									
2 単位	常勤									
	非常勤									
3 単位	常勤									
	非常勤									
○ 常勤職員の勤務すべき時間	【									

自主点検項目	評 価 事 項	評 価	根拠法令等	摘 要 (確認書類等)
5 配置基準	5 指定相当通所型サービス事業所の利用定員が十人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定相当通所型サービスの単位ごとに、当該指定相当通所型サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数としているか。		基準告示 第48条第2項	
	6 指定相当通所型サービス事業実施者は、指定相当通所型サービスの単位ごとに、第一項第三号の介護職員を、常時一人以上当該指定相当通所型サービスに従事させているか。		基準告示 第48条第3項	
	7 第一項及び第二項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定相当通所型サービスの単位の介護職員として従事することができるものとする。		基準告示 第48条第4項	
	8 前各項の指定相当通所型サービスの単位は、指定相当通所型サービスであってその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われているか。		基準告示 第48条第5項	
	9 第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定相当通所型サービス事業所の他の職務に従事することができるものとする。		基準告示 第48条第6項	
	10 第一項の生活相談員又は介護職員のうち一人以上は、常勤であるか。		基準告示 第48条第7項	
	11 指定相当通所型サービス事業実施者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定相当通所型サービスの事業と指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第九十三条第一項から第六項までに規定する人員に関する基準又は指定地域密着型サービス基準第二十条第一項から第七項までを満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。		基準告示 第48条第8項	
6 管理者	1 指定相当通所型サービス事業実施者は、指定相当通所型サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 ただし、指定相当通所型サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定相当通所型サービス事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。		基準告示 第49条	・管理者の雇用形態が分かる文書 ・管理者の実績表/タイムカード 等
	2 管理者が他の職種等を兼務している場合、兼務形態は適切か。 ・兼務の有無 (有 ・ 無) ・当該事業所内で他の職種と兼務している場合はその職種名 () ・他事業所と兼務している場合は、事業所名、職種名、兼務事業所における1週間あたりの勤務時間数 事業所名 () 職 種 名 () 勤務時間 ()			

第3 運営に関する基準

自主点検項目	評価事項	評価	根拠法令等	摘要 (確認書類等)
1 内容及び手続の説明及び同意	1 指定相当通所型サービス事業実施者は、指定相当通所型サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第五十三条に規定する規程(以下「運営規程」という。)の概要、指定相当通所型サービス事業所の従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ている		基準告示 第7条第1項	・重要事項説明書(利用申込者又は家族の同意があったことがわかるもの) ・内容及び手続の説明の理解にかかる利用申込者の署名文書 ・利用契約書等
	① 事業の目的及び運営の方針	☐		
	② 従業員の職種、員数及び職務の内容	☐		
	③ 営業日及び営業時間	☐		
	④ 指定相当通所型サービスの利用定員	☐		
	⑤ 指定相当通所型サービスの内容及び利用料その他の費用の額	☐		
	⑥ 通常の事業の実施地域	☐		
	⑦ サービス利用に当たっての留意事項	☐		
	⑧ 緊急時等における対応方法	☐		
	⑨ 非常災害対策	☐		
	⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項	☐		
	⑪ その他運営に関する重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)	☐		
	2 指定相当通所型サービス事業実施者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定相当通所型サービス事業実施者は、当該文書を交付したものとみなす。		基準告示 第7条第2項	
	一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの イ 指定相当通所型サービス事業実施者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 ロ 指定相当通所型サービス事業実施者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定相当通所型サービス事業実施者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)			
	二 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第七十条において同じ。)に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイル			
	3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。		基準告示 第7条第3項	
	4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定相当通所型サービス事業実施者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう		基準告示 第7条第4項	
	5 指定相当通所型サービス事業実施者は、第二項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。		基準告示 第7条第5項	
	一 第二項各号に規定する方法のうち指定相当通所型サービス事業実施者が使用するもの			
	6 前項の規定による承諾を得た指定相当通所型サービス事業実施者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。		基準告示 第7条第6項	

自主点検項目	評価事項	評価	根拠法令等	摘要 (確認書類等)
2 提供拒否の禁止	1 正当な理由なく指定相当通所型サービスの提供を拒否していないか。 (正当な理由) ① 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 ② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ③ その他利用申込者に対し自ら適切な指定相当通所型サービスを提供することが困難な場合 提供拒否の事例があれば記入。		基準告示第8条	・利用申込受付簿 等
3 サービス提供困難時の対応	1 指定相当通所型サービス事業実施者は、当該指定相当通所型サービス事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定相当通所型サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者又は第一号介護予防支援事業への連絡、適当な他の指定相当通所型サービス事業実施者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 他の居宅介護支援事業者を紹介した事例があれば記入。		基準告示第9条	・他事業所紹介に関する記録 等
4 受給資格等の確認	1 指定相当通所型サービス事業実施者は、指定相当通所型サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格並びに要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめているか。		基準告示第10条第1項	・介護保険番号、有効期限等を確認している記録 等
	指定相当通所型サービス事業実施者は、前項の被保険者証に、法第十五条の三第二項の認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定相当通所型サービスを提供するように努めているか。		基準告示第10条第2項	
5 要支援認定の申請に係る援助	1 指定相当通所型サービス事業実施者は、指定相当通所型サービスの提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。		基準告示第11条第1項	・申請援助に関する記録
	2 指定相当通所型サービス事業実施者は、介護予防支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する三十日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。		基準告示第11条第2項	
6 心身の状況等の把握	1 指定相当通所型サービス事業実施者は、指定相当通所型サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。		基準告示第12条	・サービス担当者会議の記録
7 地域包括支援センター等との連携	1 指定相当通所型サービス事業実施者は、指定相当通所型サービスを提供するに当たっては、介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。		基準告示第13条第1項	・連携に関する記録 ・指導及び情報提供等に関する記録
	2 指定相当通所型サービス事業実施者は、指定相当通所型サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。		基準告示第13条第2項	
8 介護予防サービス計画・支援計画書に沿ったサービスの提供	1 指定相当通所型サービス事業実施者は、介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定相当通所型サービスを提供しているか。		基準告示第14条	・介護予防サービス計画等 ・予防相当通所サービス記録 ・個別サービス計画(予防相当通所サービス計画) ・諸記録
9 介護予防サービス計画・支援計画書の変更の援助	1 指定相当通所型サービス事業実施者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者等への連絡その他の必要な援助を行っているか。		基準告示第15条	

自主点検項目	評 価 事 項	評価	根拠法令等	摘 要 (確認書類等)											
10 サービスの提供 の記録	1 指定相当通所型サービス事業実施者は、指定相当通所型サービスを提供した際には、当該指定相当通所型サービスの提供日及び内容、当該指定相当通所型サービスについて支払を受ける第一号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。		基準告示 第17条第1項	・介護予防 サービス計画 等 ・サービス利 用実績が分か る書類(サービ ス提供票、別 表等) ・サービス提 供記録											
	2 指定相当通所型サービス事業実施者は、指定相当通所型サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。		基準告示 第17条第2項												
11 利用料等の受領	1 指定相当通所型サービス事業実施者は、第一号事業支給費の支給を受けることのできる指定相当通所型サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定相当通所型サービスに係る第一号事業支給費基準額から指定相当通所型サービス事業実施者に支払われる第一号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けているか。		基準告示 第51条第1項	・サービス利 用実績が分か る書類(サービ ス提供票、別 表等) ・領収証(控) ・車両運行日 誌 ・運営規程 ・重要事項説 明書											
	2 指定相当通所型サービス事業実施者は、第一号事業支給費の支給を受けることのできない指定相当通所型サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定相当通所型サービスに係る第一号事業支給費基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。		基準告示 第51条第2項												
	3 指定相当通所型サービス事業実施者は、前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 <table><tr><td>一</td><td>利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用</td><td>☐</td></tr><tr><td>二</td><td>食事の提供に要する費用</td><td>☐</td></tr><tr><td>三</td><td>おむつ代</td><td>☐</td></tr><tr><td>四</td><td>前三号に掲げるもののほか、指定相当通所型サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用</td><td>☐</td></tr></table> ※ 通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護(以下「通所介護等」という。)では、通常要する時間を超える通所介護等であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常通所介護等に係る基準額を超える費用を利用者から受け取ることができるが、予防相当通所サービスでは受け取ることができない。	一	利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用		☐	二	食事の提供に要する費用	☐	三	おむつ代	☐	四	前三号に掲げるもののほか、指定相当通所型サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用	☐	基準告示 第51条第3項
	一	利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用	☐												
	二	食事の提供に要する費用	☐												
三	おむつ代	☐													
四	前三号に掲げるもののほか、指定相当通所型サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用	☐													
4 前項第二号に掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針(平成十七年厚生労働省告示第四百十九号)の例によるものとする。		基準告示 第51条第4項													
5 指定相当通所型サービス事業実施者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。		基準告示 第51条第5項													
12 指定指定相当通 所型サービスの 基本取扱方針	1 指定相当通所型サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われているか。		基準告示 第62条第1項	・個別サービ ス計画(予防相 当通所サービ ス計画) ・介護予防 サービス計画 等											
	2 指定相当通所型サービス事業実施者は、自らその提供する指定相当通所型サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図っているか。		基準告示 第62条第2項												
	3 指定相当通所型サービス事業実施者は、指定相当通所型サービスの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態等とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっているか。		基準告示 第62条第3項												
	4 指定相当通所型サービス事業実施者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めているか。		基準告示 第62条第4項												
	5 指定相当通所型サービス事業実施者は、指定相当通所型サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めているか。		基準告示 第62条第5項												

自主点検項目	評 価 事 項			評価	根拠法令等	摘 要 (確認書類等)
13 指定指定相当通 所型サービスの 具体的取扱方針	指定相当通所型サービスの方針は、第四十七条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。				基準告示 第63条	・モニタリングに関する書類 報告に関する書類 個別サービス計画(予防相当通所サービス計画) 等
一	指定相当通所型サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っているか。	☐				
二	指定相当通所型サービス事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定相当通所型サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した通所型サービス計画を作成しているか。	☐				
三	通所型サービス計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しているか。	☐				
四	指定相当通所型サービス事業所の管理者は、通所型サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。	☐				
五	指定相当通所型サービス事業所の管理者は、通所型サービス計画を作成した際には、当該通所型サービス計画を利用者に交付しているか。	☐				
六	指定相当通所型サービスの提供に当たっては、通所型サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っているか。	☐				
七	指定相当通所型サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。	☐				
八	指定相当通所型サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。	☐				
九	前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。	☐				
十	指定相当通所型サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っているか。	☐				
十一	指定相当通所型サービス事業所の管理者は、通所型サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも一月に一回は、当該通所型サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該通所型サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該通所型サービス計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行っているか。	☐				
十二	指定相当通所型サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者等に報告しているか。	☐				
十三	指定相当通所型サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて通所型サービス計画の変更を行っているか。	☐				
十四	第一号から第十二号までの規定は、前号に規定する通所型サービス計画の変更について準用しているか。	☐				

自主点検項目	評 価 事 項			評価	根拠法令等	摘 要 (確認書類等)									
14 指定相当通所型サービスの提供に当たっての留意点	指定相当通所型サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行っているか。 <table><tr><td>一</td><td>指定相当通所型サービス事業実施者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、指定相当通所型サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。</td><td>☐</td></tr><tr><td>二</td><td>指定相当通所型サービス事業実施者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。</td><td>☐</td></tr><tr><td>三</td><td>指定相当通所型サービス事業実施者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。</td><td>☐</td></tr></table>			一	指定相当通所型サービス事業実施者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、指定相当通所型サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。	☐	二	指定相当通所型サービス事業実施者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。	☐	三	指定相当通所型サービス事業実施者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。	☐		基準告示第64条	・モニタリングに関する書類 報告に関する書類 個別サービス計画(予防相当通所サービス計画)等
一	指定相当通所型サービス事業実施者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、指定相当通所型サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。	☐													
二	指定相当通所型サービス事業実施者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。	☐													
三	指定相当通所型サービス事業実施者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。	☐													
15 安全管理体制等の確保	1 指定相当通所型サービス事業実施者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めているか。 2 指定相当通所型サービス事業実施者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めているか。 3 指定相当通所型サービス事業実施者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めているか。 4 指定相当通所型サービス事業実施者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。				基準告示第65条第1項 第65条第2項 第65条第3項 第65条第4項										
16 業務継続計画の策定等	1 指定相当通所型サービス事業実施者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定相当通所型サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 2 指定相当通所型サービス事業実施者は、指定相当通所型サービス事業所の従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。 3 指定相当通所型サービス事業実施者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。				基準告示第26条第1項 基準告示第26条第2項 基準告示第26条第3項	・業務継続計画 ・研修及び訓練計画、実施記録 等									
17 利用者に関する田辺市等への通知	1 指定相当通所型サービス事業実施者は、指定相当通所型サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 <table><tr><td>1</td><td>正当な理由なしに指定相当通所型サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。</td><td>☐</td></tr><tr><td>2</td><td>偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</td><td>☐</td></tr></table>			1	正当な理由なしに指定相当通所型サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。	☐	2	偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	☐		基準告示第20条				
1	正当な理由なしに指定相当通所型サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。	☐													
2	偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	☐													
18 緊急時等の対応	1 指定相当通所型サービス事業所の従業者は、現に指定相当通所型サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。				基準告示第21条	・緊急時対応マニュアル ・サービス提供記録									
19 管理者の責務	1 指定相当通所型サービス事業所の管理者は、指定相当通所型サービス事業所の従業者の管理及び指定相当通所型サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。 2 指定相当通所型サービス事業所の管理者は、当該指定相当通所型サービス事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。				基準告示第52条第1項 基準告示第52条第2項	・業務日誌 等									

自主点検項目	評 価 事 項	評価	根拠法令等	摘 要 (確認書類等)																																	
20 運営規程	1 運営規程には、次の事項が定められているか。 <table><tr><td>一</td><td>事業の目的及び運営の方針</td><td>☐</td></tr><tr><td>二</td><td>従業者の職種、員数及び職務の内容</td><td>☐</td></tr><tr><td>三</td><td>営業日及び営業時間</td><td>☐</td></tr><tr><td>四</td><td>指定指定相当通所型サービスの利用定員</td><td>☐</td></tr><tr><td>五</td><td>指定相当通所型サービスの内容及び利用料その他の費用の額</td><td>☐</td></tr><tr><td>六</td><td>通常の事業の実施地域</td><td>☐</td></tr><tr><td>七</td><td>サービス利用に当たっての留意事項</td><td>☐</td></tr><tr><td>八</td><td>緊急時等における対応方法</td><td>☐</td></tr><tr><td>九</td><td>非常災害対策</td><td>☐</td></tr><tr><td>十</td><td>虐待の防止のための措置に関する事項</td><td>☐</td></tr><tr><td>十一</td><td>その他運営に関する重要事項 (虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)</td><td>☐</td></tr></table>	一	事業の目的及び運営の方針	☐	二	従業者の職種、員数及び職務の内容	☐	三	営業日及び営業時間	☐	四	指定指定相当通所型サービスの利用定員	☐	五	指定相当通所型サービスの内容及び利用料その他の費用の額	☐	六	通常の事業の実施地域	☐	七	サービス利用に当たっての留意事項	☐	八	緊急時等における対応方法	☐	九	非常災害対策	☐	十	虐待の防止のための措置に関する事項	☐	十一	その他運営に関する重要事項 (虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)	☐		基準告示 第53条	・運営規程
一	事業の目的及び運営の方針	☐																																			
二	従業者の職種、員数及び職務の内容	☐																																			
三	営業日及び営業時間	☐																																			
四	指定指定相当通所型サービスの利用定員	☐																																			
五	指定相当通所型サービスの内容及び利用料その他の費用の額	☐																																			
六	通常の事業の実施地域	☐																																			
七	サービス利用に当たっての留意事項	☐																																			
八	緊急時等における対応方法	☐																																			
九	非常災害対策	☐																																			
十	虐待の防止のための措置に関する事項	☐																																			
十一	その他運営に関する重要事項 (虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)	☐																																			
21 勤務体制の確保	1 指定相当通所型サービス事業実施者は、利用者に対し適切な指定相当通所型サービスを提供できるよう、指定相当通所型サービス事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めているか。		基準告示 第54条第1項	・雇用の形態 (常勤・非常勤)が分かる文書 ・研修計画、実施記録 ・勤務実績表 (勤務実績が確認できるもの) ・方針、相談記録																																	
	2 指定相当通所型サービス事業実施者は、指定相当通所型サービス事業所ごとに、当該指定相当通所型サービス事業所の従業者によって指定相当通所型サービスを提供しているか。 ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。		基準告示 第54条第2項																																		
	3 指定相当通所型サービス事業実施者は、通所型サービス従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。その際、当該指定相当通所型サービス事業実施者は、全ての通所型サービス従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第三条で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。		基準告示 第54条第3項																																		
	4 指定相当通所型サービス事業実施者は、適切な指定相当通所型サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所型サービス従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 <table><tr><td>①</td><td>事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発すること</td><td>☐</td></tr><tr><td>②</td><td>相談(苦情を含む)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談(苦情を含む)に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。</td><td>☐</td></tr></table>	①	事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発すること		☐	②	相談(苦情を含む)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談(苦情を含む)に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。	☐		基準告示 第54条第4項																											
①	事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発すること	☐																																			
②	相談(苦情を含む)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談(苦情を含む)に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。	☐																																			

自主点検項目	評 価 事 項			評価	根拠法令等	摘 要 (確認書類等)
22 定員の遵守	1	指定相当通所型サービス事業実施者は、利用定員を超えて指定相当通所型サービスの提供を行っていないか。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。			基準告示 第55条	・業務日誌 ・国保連への 請求書控え
23 非常災害対策	1	指定相当通所型サービス事業実施者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。			基準告示 第56条第1項	・非常災害時 対応マニュアル (対応計画) ・運営規程 ・避難・救出 等訓練の記録 ・通報、連絡 体制 ・消防署への 届出
	2	指定相当通所型サービス事業実施者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。			基準告示 第56条第2項	
	3	指定相当通所型サービス事業者は、災害対策推進員を置いているか。			市基準要綱 第8条第1項	
	4	前項に規定する災害対策推進員の業務等については、次のとおりとする。			市基準要綱 第8条第2項	
	イ	災害対策推進員は、指定相当通所型サービス事業所(以下この項において「事業所」という。)の職員(以下この項において「職員」という。)である者のうちから事業所の代表者又は管理者(以下この項において「代表者等」という。)が任命する。	☐			
	ロ	災害対策推進員は、他の職務と兼務することができる。	☐			
災害対策推進員は、代表者等及びその他の職員と協力して、次に掲げる業務に取り組むものとする。						
ア	非常災害対策に関する知識の取得、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制の整備並びにそれらの職員に対する周知徹底	☐				
ハ	イ	非常災害に関する具体的計画(以下「防災計画」という。)の策定	☐			
ウ	防災計画に基づく、避難、救出その他必要な訓練の計画及び訓練の実施	☐	☐			
エ	ウに規定する訓練の結果等を踏まえた防災計画の点検及び必要に応じた計画の見直し	☐				
オ	災害発生時に必要な備品や備蓄等の点検及び確保	☐				

自主点検項目	評価事項	評価	根拠法令等	摘要 (確認書類等)															
24 衛生管理等	1 指定相当通所型サービス事業実施者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。		基準告示 第57条第1項	・受水槽の清掃記録 ・衛生管理マニュアル															
	2 指定相当通所型サービス事業実施者は、当該指定相当通所型サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講ずるよう努めているか。		基準告示 第57条第2項																
	<table border="1"> <tr> <td>一</td><td>当該指定相当通所型サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、通所型サービス従業者に周知徹底を図ること。</td><td>☐</td></tr> <tr> <td>二</td><td>当該指定相当通所型サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</td><td>☐</td></tr> <tr> <td>三</td><td>当該指定相当通所型サービス事業所において、通所型サービス従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</td><td>☐</td></tr> </table>	一	当該指定相当通所型サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、通所型サービス従業者に周知徹底を図ること。		☐	二	当該指定相当通所型サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。	☐	三	当該指定相当通所型サービス事業所において、通所型サービス従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。	☐								
	一	当該指定相当通所型サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、通所型サービス従業者に周知徹底を図ること。	☐																
	二	当該指定相当通所型サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。	☐																
三	当該指定相当通所型サービス事業所において、通所型サービス従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。	☐																	
3 指定相当通所型サービス事業者は、衛生管理推進員を置いているか。		市基準要綱 第6条第1項																	
4 前項に規定する衛生管理推進員の業務等については、次のとおりとする。		市基準要綱 第6条第2項																	
	<table border="1"> <tr> <td>イ</td><td>衛生管理推進員は、指定相当通所型サービス事業所(以下この項において「事業所」という。)の職員(以下この項において「職員」という。)である者のうちから事業所の代表者又は管理者(以下この項において「代表者等」という。)が任命しているか。</td><td>☐</td></tr> <tr> <td>ロ</td><td>衛生管理推進員は、他の職務と兼務することができる。</td><td>☐</td></tr> <tr> <td rowspan="4">ハ</td><td>衛生管理推進員は、代表者等及びその他の職員と協力して、次に掲げる業務に取り組んでいるか。</td><td rowspan="4">☐</td></tr> <tr> <td>ア 事業所において使用する設備等の衛生的な管理、衛生上必要な措置並びに医薬品及び医療機器の適正な管理</td><td>☐</td></tr> <tr> <td>イ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備並びに職員に対する周知徹底</td><td>☐</td></tr> <tr> <td>ウ 事業所内の衛生管理や感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修の実施</td><td>☐</td></tr> </table>	イ	衛生管理推進員は、指定相当通所型サービス事業所(以下この項において「事業所」という。)の職員(以下この項において「職員」という。)である者のうちから事業所の代表者又は管理者(以下この項において「代表者等」という。)が任命しているか。	☐	ロ	衛生管理推進員は、他の職務と兼務することができる。	☐	ハ	衛生管理推進員は、代表者等及びその他の職員と協力して、次に掲げる業務に取り組んでいるか。	☐	ア 事業所において使用する設備等の衛生的な管理、衛生上必要な措置並びに医薬品及び医療機器の適正な管理	☐	イ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備並びに職員に対する周知徹底	☐	ウ 事業所内の衛生管理や感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修の実施	☐			
イ	衛生管理推進員は、指定相当通所型サービス事業所(以下この項において「事業所」という。)の職員(以下この項において「職員」という。)である者のうちから事業所の代表者又は管理者(以下この項において「代表者等」という。)が任命しているか。	☐																	
ロ	衛生管理推進員は、他の職務と兼務することができる。	☐																	
ハ	衛生管理推進員は、代表者等及びその他の職員と協力して、次に掲げる業務に取り組んでいるか。	☐																	
	ア 事業所において使用する設備等の衛生的な管理、衛生上必要な措置並びに医薬品及び医療機器の適正な管理		☐																
	イ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備並びに職員に対する周知徹底		☐																
	ウ 事業所内の衛生管理や感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修の実施		☐																
	5 和歌山県知事から指定を受けた指定居宅サービスの一の事業所又は市長から指定を受けた指定地域密着型サービスの一の事業所(以下「主たる事業所」という。)において、併せて指定を受けている指定相当通所型サービス事業所においては、主たる事業所において衛生管理推進員を配置していれば、配置しているものとみなす。		市基準要綱 第6条第3項																
25 掲示	1 指定相当通所型サービス事業実施者は、指定相当通所型サービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、指定相当通所型サービス事業所の従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。		基準告示 第28条第1項																
	<table border="1"> <tr> <td>①</td><td>運営規程の概要</td><td>☐</td></tr> <tr> <td>②</td><td>従業者の勤務体制</td><td>☐</td></tr> <tr> <td>③</td><td>利用料</td><td>☐</td></tr> <tr> <td>④</td><td>事故発生時の対応(損害賠償の方法を含む)</td><td>☐</td></tr> <tr> <td>⑤</td><td>苦情処理の体制</td><td>☐</td></tr> </table>	①	運営規程の概要		☐	②	従業者の勤務体制	☐	③	利用料	☐	④	事故発生時の対応(損害賠償の方法を含む)	☐	⑤	苦情処理の体制	☐		
	①	運営規程の概要	☐																
②	従業者の勤務体制	☐																	
③	利用料	☐																	
④	事故発生時の対応(損害賠償の方法を含む)	☐																	
⑤	苦情処理の体制	☐																	
2 指定相当通所型サービス事業実施者は、重要事項を記載した書面を当該指定相当通所型サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。		基準告示 第28条第2項																	
	3 指定相当通所型サービス事業実施者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しているか。		基準告示 第28条第3項																

自主点検項目	評価事項	評価	根拠法令等	摘要 (確認書類等)
26 秘密保持等	1 指定相当通所型サービス事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはいないか。		基準告示第29条第1項	・個人情報報告書 ・従業者の秘密保持誓約書
	2 指定相当通所型サービス事業実施者は、当該指定相当通所型サービス事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。		基準告示第29条第2項	
	3 指定相当通所型サービス事業実施者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。		基準告示第29条第3項	
27 広告	1 指定相当通所型サービス事業実施者は、指定相当通所型サービス事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものでないか。		基準告示第30条第1項	・パンフレット/チラシ
28 介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止	1 指定相当通所型サービス事業実施者は、介護予防支援事業者等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはいないか。		基準告示第31条第1項	・サービス提供票、別表
29 苦情処理	1 指定相当通所型サービス事業実施者は、提供した指定相当通所型サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。		基準告示第32条第1項	・苦情の受付簿 ・苦情者への対応記録 ・苦情対応マニュアル等
	2 指定相当通所型サービス事業実施者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。		基準告示第32条第2項	
30 地域との連携等	1 指定相当通所型サービス事業実施者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。		基準告示第58条第1項	
	2 指定相当通所型サービス事業実施者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定相当通所型サービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。		基準告示第58条第2項	
	3 指定相当通所型サービス事業実施者は、指定相当通所型サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定相当通所型サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定相当通所型サービスの提供を行うよう努めているか。		基準告示第58条第3項	
31 事故発生時の対応	1 指定相当通所型サービス事業実施者は、利用者に対する指定相当通所型サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。		基準告示第59条第1項	・事故対応マニュアル ・市町村、家族、居宅介護支援事業者等への報告記録 ・再発防止策の検討の記録 ・ヒヤリハットの記録
	2 指定相当通所型サービス事業実施者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。		基準告示第59条第2項	
	3 指定相当通所型サービス事業実施者は、利用者に対する指定相当通所型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。		基準告示第59条第3項	
	4 指定相当通所型サービス事業実施者は、第五十条第四項の指定相当通所型サービス以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第一項及び第二項の規定に準じた必要な措置を講じているか。		基準告示第59条第4項	
32 虐待の防止	1 指定相当通所型サービス事業実施者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じているか。		基準告示第36条第1項	・委員会の開催記録 ・虐待の発生、再発防止の指針 ・研修及び訓練計画、実施記録 ・担当者を設置したことが分かる文書等
	一 当該指定相当通所型サービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、指定相当通所型サービス事業所の従業者に周知徹底を図ること。	☐		
	二 当該指定相当通所型サービス事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。	☐		
	三 当該指定相当通所型サービス事業所において、指定相当通所型サービス事業所の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。	☐		
	四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	☐		

自主点検項目	評 価 事 項	評価	根拠法令等	摘 要 (確認書類等)																	
33 会計の区分	1 指定相当通所型サービス事業実施者は、指定相当通所型サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、指定相当通所型サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。 ※ 具体的な会計処理方法については、次の通知による。 ・ 介護保険の給付対象事業における会計の区分について (H13. 3. 28 老振発第18号) ・ 介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて (H24. 3. 29 老高発0329第1号) ・ 指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて (H12. 3. 10 老計第8号)		基準告示第37条	・ 会計関係書類																	
34 記録の整備	1 指定相当通所型サービス事業実施者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。		基準告示第60条第 1 項	・ 従業者に関する諸記録 ・ 設備・備品台帳 ・ 会計関係書類																	
	2 指定相当通所型サービス事業実施者は、利用者に対する指定相当通所型サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。 ※ 記録の区分毎の「その完結の日」の定義の詳細については、個々の利用者につき、契約の終了(契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立を含む。)により一連のサービス提供が終了した日とする。 <table><tr><td>一</td><td>通所型サービス計画</td><td>☐</td></tr><tr><td>二</td><td>次条において準用する第十七条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</td><td>☐</td></tr><tr><td>三</td><td>第六十三条第九号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</td><td>☐</td></tr><tr><td>四</td><td>次条において準用する第二十条の規定による市町村への通知に係る記録</td><td>☐</td></tr><tr><td>五</td><td>次条において準用する第三十二条第二項の規定による苦情の内容等の記録</td><td>☐</td></tr><tr><td>六</td><td>前条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</td><td>☐</td></tr></table>	一	通所型サービス計画	☐	二	次条において準用する第十七条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録	☐	三	第六十三条第九号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録	☐	四	次条において準用する第二十条の規定による市町村への通知に係る記録	☐	五	次条において準用する第三十二条第二項の規定による苦情の内容等の記録	☐	六	前条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	☐		基準告示第60条第 2 項 市基準要綱第10条
一	通所型サービス計画	☐																			
二	次条において準用する第十七条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録	☐																			
三	第六十三条第九号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録	☐																			
四	次条において準用する第二十条の規定による市町村への通知に係る記録	☐																			
五	次条において準用する第三十二条第二項の規定による苦情の内容等の記録	☐																			
六	前条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	☐																			

自主点検項目	評価事項	評価	根拠法令等	摘要 (確認書類等)
35 設備及び備品等	1 指定相当通所型サービス事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定相当通所型サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えているか。		基準告示 第50条第1項	・平面図
	2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 食堂及び機能訓練室 イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。 ロ イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。 相談室 ・ 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。		基準告示 第50条第2項	
	3 第一項に掲げる設備は、専ら当該指定相当通所型サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定相当通所型サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。		基準告示 第50条第3項	
	4 前項ただし書の場合には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定相当通所型サービス事業実施者に係る指定を行った市町村長に届け出るものとする。		基準告示 第50条第4項	
	5 指定相当通所型サービス事業実施者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定相当通所型サービスの事業と指定通所介護の事業又は指定地域密着型通所介護とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第九十五条第一項から第三項まで又は指定地域密着型サービス基準第二十二条第一項から第三項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第一項から第三項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。		基準告示 第50条第5項	

第5 介護給付費関係

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要 (確認書類等)	
1 指定相当通所型サービスの算定	以下の算定表の内容により算定を行っているか。		田辺市総合事業単位表 (第1号通所事業) 要綱第4条第1項第1号 指定相当通所型サービス(独自)サービスコード表	
	1 通所型独自サービス費(1回/月につき)(単位)			
	サービス内容 略称	算定項目		合成単位数/ 算定単位
	通所型独自サービス 2 1	事業対象者・要支援1。1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合		436/回
		利用者の数が利用定員を超える場合 ×70%		305/回
		看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 ×70%		305/回
	通所型独自サービス 2 2	事業対象者・要支援2。1月の中で全部で8回までのサービスを行った場合 ※事業対象者は特別な理由により要支援2の区分支給限度額適用者		447/回
		利用者の数が利用定員を超える場合 ×70%		313/回
		看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 ×70%		313/回
	2 単数処理			
	① 単位数算定の際の端数処理 単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算を行う度に、小数点以下の端数処理(四捨五入)を行っているか。			
	② 金額換算の端数処理 算定された単位数から金額に換算する際に生ずる1円未満(小数点以下)の端数があるときは、端数を切り捨てているか。			

介護給付費部分(加算等)については、以下の資料を用いて自主点検をお願いします。

1 各種加算等自己点検シート(指定相当通所型サービス費)

第4 変更の届出等

項 目	評 価 事 項	評 価	根拠法令等
1 変更、再開の届出	1 下記の内容について、変更が生じた場合、変更した日から10日以内に市に変更届出書を提出しているか。 ・ 事業所の名称及び所在地 ・ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 ・ 代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ・ 登記事項証明書又は条例等(指定相当通所型サービスに関する事項のみ) ・ 事業所の平面図 ・ 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所 ・ 運営規程 ・ 利用者・入所者等の定員 ※ 事業所の所在地、建物の構造・専用区画等、運営に大きな影響のある変更や再開については、事前に(変更日の2週間前までに)田辺市やすらぎ対策課指導係に事前協議をしてください。		法施行規則 第131条の13第1項第3号 第140条の62の3第2項第4号
	2 休止した当該事業を再開したときは、10日以内に市に再開届出書を提出しているか。		田辺市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定等に関する要綱 第10条
2 廃止、休止の届出(事前)	1 当該事業を廃止または休止しようとするときは、その廃止または休止の日の1か月前までに、廃止・休止届出書を市に提出しているか。		法施行規則 第131条の13第4項 第140条の62の3第2項第6号